

ID: 1764

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

処分の概要	低未利用土地利用促進協定の認可
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第80条の2第4項
法令番号	平成14年法律第22号

【基準】

法第80条の2及び第80条の3の規定による。

(低未利用土地利用促進協定の締結等)

第80条の2 市町村又は都市再生推進法人等(第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第68条第1項の規定により指定された緑地管理機構(第80条の6第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地管理機構」という。)又は景観法(平成16年法律第110号)第92条第1項の規定により指定された景観整備機構(第80条の7第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。)をいう。以下この節において同じ。)は、都市再生整備計画に記載された第46条第16項に規定する事項に係る居住者等利用施設(緑地管理機構にあつては緑地その他の国土交通省令で定める施設に、景観整備機構にあつては景観計画区域(景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。第111条第1項において同じ。)内において整備される良好な景観を形成する広場その他の国土交通省令で定める施設に限る。)の整備及び管理を行うため、当該事項に係る低未利用土地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「所有者等」という。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「低未利用土地利用促進協定」という。)を締結して、当該居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。

- (1) 低未利用土地利用促進協定の目的となる低未利用土地及び居住者等利用施設
 - (2) 前号の居住者等利用施設の整備及び管理の方法に関する事項
 - (3) 低未利用土地利用促進協定の有効期間
 - (4) 低未利用土地利用促進協定に違反した場合の措置
- 2 低未利用土地利用促進協定については、前項第1号の低未利用土地の所有者等の全員の合意がなければならない。
- 3 低未利用土地利用促進協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。
- (1) 都市再生整備計画に記載された第46条第16項に規定する事項に適合するものであること。
 - (2) 第1項第1号の低未利用土地の利用を不当に制限するものでないこと。
 - (3) 第1項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 4 都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。
- (低未利用土地利用促進協定の認可)
- 第80条の3 市町村長は、前条第4項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。
- (1) 申請手続が法令に違反しないこと。
 - (2) 低未利用土地利用促進協定の内容が、前条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日